

令和3年6月定例会  
厚生常任委員会会議録  
令和3年6月28日

場 所 第1委員会室

令和3年6月28日(月曜日)

午前10時7分開会

会議に付託された議案等

○議案第20号 令和3年度宮崎県一般会計補正  
予算(第8号)

出席委員(8人)

委員	長	日高利夫
副委員	長	坂本康郎
委員		横田照夫
委員		日高博之
委員		野崎幸士
委員		佐藤雅洋
委員		渡辺創
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(1人)

議員		岩切達哉
----	--	------

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	重黒木	清
福祉保健部次長 (福祉担当)	小川	雅彦
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	和田	陽市
部参事兼福祉保健課長	山下	栄次
薬務対策室長	林	隆一朗
健康増進課長	市成	典文
感染症対策室長	有村	公輔

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課主査	澤田	彩子

○日高委員長 それでは、ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

初めに、本委員会に付託されました議案について、福祉保健部長の概要説明を求めます。

○重黒木福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。本日は、急遽委員会を開催いただきましてありがとうございます。

私から、委員会に御審議をお願いしております議案等につきまして、概要を説明させていただきます。座って説明いたします。

お手元の厚生常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日は、予算議案1件でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、資料の1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、議案第20号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」になります。

補正額は、一般会計で歳出予算集計表の下から5行目、6月補正額の小計の欄にありますとおり、20億1,080万円の増額をお願いしております。この結果、福祉保健部全体の補正後の予算

額は、表の一番下、福祉保健部合計にありますとおり、一般会計と特別会計合わせまして2,585億7,923万3,000円となります。

次に、2ページを御覧ください。

今回の補正でお願いしておりますのは、常任委員会資料の表の一番下の6月追加の欄の真ん中の欄、新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業でございます。これは、先日、国から7月末までの高齢者へのワクチン接種完了に加えまして、一般接種につきましても11月中に完了させる旨の方針が示されたことに伴いまして、国の支援メニューの延長や追加が措置されたことから、県としましても、できる限り早期に一般接種を完了させるため、必要な予算を計上させていただくものでございます。

具体的には、医療機関に対する支援期間を11月まで延長し、接種回数の増加を図るとともに、市町村や中小企業の団体を支援するための県主催の大規模接種の実施、さらには民間企業等における職域接種を促進するための事業であります。詳細につきましては、後ほど担当課長が説明いたします。

**○日高委員長** 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

**○市成健康増進課長** 健康増進課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の冊子、令和3年度6月補正歳出予算説明資料、当課の青いインデックス、3ページをお開きください。

当課の補正予算額は、左から2列目、補正額の欄にありますとおり20億1,080万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の欄にあります

とおり249億952万3,000円となります。

5ページをお開きください。

(事項) 新型コロナウイルス緊急対策費の説明欄1、改善事業、新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業の20億1,080万円ですが、内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

恐れ入ります。常任委員会資料3ページをお開きください。

改善事業、新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業であります。

1の目的・背景ですが、希望される方全員へのワクチン接種を11月末までに完了させるため、市町村における個別接種を支援するとともに、県における大規模接種の実施や職域接種への支援を行うものであります。

2の事業概要であります。右の4ページを御覧ください。

上段の点線囲みが、先日御審議いただきました事業で、下段の点線囲みが、今回の追加提案事業となります。このうち、グレーで着色している部分が予算の補正をお願いする事業となります。

一番左、①個別接種の促進につきましては、先に御審議いただきました上段のa、b、cの支援策につきまして、それぞれ期間を11月末まで延長し、支援を継続するものでございます。

真ん中、②集団接種の促進につきましては、医療従事者の確保として、県公募の医療従事者等への報酬単価の保証等について、同じく期間を11月末まで延長するものであります。

また、市町村及び中小企業等の団体を支援するため、県における大規模接種を実施するものであります。

一番右、③職域接種の促進につきましては、

業界団体等を事務局として共同実施する中小企業や大学等の職域接種において、接種回数当たり1,000円を上限に会場設置等の経費を補助するものであります。

3ページに戻っていただきまして、2の(4)事業対象期間は、いずれも11月末までとしております。

3の事業費は、20億1,080万円、財源は国庫支出金18億8,732万円、その他、諸収入で1億2,348万円であります。

4の事業効果ですが、医療機関を支援するとともに、大規模接種の実施や職域接種の促進で市町村のワクチン接種を支援することによりまして、早期完了へつなげることができるものと考えております。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

**○渡辺委員** 御説明ありがとうございました。事業概要で(1)から(3)までの3種類あるわけですが、それぞれ予算の内訳はおおむねどうなるのでしょうか。

**○林薬務対策室長** まず、(1)個別接種促進のための支援については期間の延長ということで、今回の追加補正額は13億2,689万3,000円となっております。

(2)大規模接種の実施につきましては、補正額は3億9,750万7,000円としております。

職域接種の促進につきましては、2億8,640万円としております。

**○渡辺委員** (1)については、今まで審議してきたことの延長なので分かりました。

(2)大規模接種の実施は、これは今まで例えば市町村支援で3か所ぐらいやりますとあった話とは時期が延びて、ワクチン接種の状況も

変わるんですから、スキームも変わるのだと思うんですが、これは現段階で幾つぐらいというようなことが見通せるものなのか、それとも市町村の困窮度合い等々を見て判断するものなのか、その辺を説明いただけると。

**○林薬務対策室長** 基本的には、今回県がする大規模接種につきましては、警察官、教職員、それから中小企業団体等でなかなか自力で職域接種が難しいような方々、それから、県が市町村にお示ししました優先度の高い方々、こういった方々を対象に実施すると考えておりまして、県内3か所で想定しております。

**○渡辺委員** 3か所と出たので、たまたま数字の合致だけかもしれませんが、今までやっていた3か所とは別の3か所だろうと想像しますけれども、例えば、今、対象となる方々の居住地等を意識すれば、今度は市町村での力が足りないというよりも、人口の集中地となるのかなという気がしますけれども、その辺のイメージは。

**○林薬務対策室長** まだ確定ではございませんが、今のところ県央、県北、県西、この3地区で考えております。

**○渡辺委員** 分かりました。基本的なことを教えていただきたいんですけれども、予防接種は医療行為ですよね。医療行為を行う場所は医療機関等の指定みたいなのが要るんじゃないかと思うんですが、例えば、この大規模接種の会場とか、職域接種の会場は、会議室等で打つといたら、ここを何か医療機関の臨時的な指定とかそういう手続が要るのか否かということと、もし必要な場合は、それはどのぐらい手続的に時間がかかったりとか、ややこしいものではないのかどうかとか、その辺を教えていただけると思うんですけれど。

○林業務対策室長 もちろん、これは医療行為に当たるものなので、医療法上の医療機関の許可なり、例えば医療機関が出向いてその場所でする場合は、巡回診療の届出、こういった手続が必要になります。その場合で、ネックになるのがやっぱり管理者を誰にするか。医師が管理者として常駐しなければ、その場を管理しなきゃいけないということになるので、管理者を誰にするかというのは一つの課題にはなってくるかなと考えています。

手続に関しては、きちんと物がそろってればそんなに時間はかからないかなと考えております。

○渡辺委員 (3) 職域接種の促進という観点で、これは県としては、どのぐらい県内にできていることをイメージしているのでしょうか。

○林業務対策室長 国の承認が得られているのが9企業ということになります。実際、今、申請が上がってきているのが27件あるような状況で、報道等で御承知のように、国がワクチンがないという報道もされていますので、この27件の申請がどこまで受け付けられるかというのはちょっと読めない状況になっております。

○渡辺委員 ということは、現時点で言えば最大値で27件がこれの対象になり得る可能性があるかと理解をしていただいたいということですか。

○林業務対策室長 この事業は、企業個別でできるところは対象外となっております。例えば、商工会議所とかそういった集合体でいろんな企業が集まられて、そこで事務局を設けて実施する場合、これが対象ということになります。あと、大学関係も対象ということになります。

○渡辺委員 今、個別企業で実際に申請しているところは、力が限られている別の企業の皆さんが力を合わせてということだと思いますが、

実際にこういう要望とか、こういうパターンでやりたいんだがという具体的な話が県に来ているのでしょうか。

○林業務対策室長 御相談は様々、企業も含めて四十何団体から来ておりまして、実際そういう集合体でやられるというところも、一、二か所ございます。

○前屋敷委員 私もこのワクチン接種は、本当に一般にも早く広げて、スピードを上げて接種をすることは本当に大事なことだと思います。

それで、今、ワクチンの量の問題もちょっと言われたんですけども、新聞報道などでは、今でも不足がちだと。職域接種でかなり申請が多くて、宮崎県でも一旦停止をしたのは25日でしたか。そういう状況で、やっぱりワクチンの量そのものが非常に心配であるということと、今後、どういう方向で政府から示されるのか、計画的に順次送るということになっているのか、その辺を聞かせてください。

○林業務対策室長 ワクチンの供給に関しては、国からは県に全然示されておりません。報道等が先行しておりますが、県にどう配分するということは、今のところ示されていない状況で、市町村も不安に感じているところがございます。

ファイザーのワクチンに関しましても、高齢者の分まではかなりいい供給状況であったんですが、それ以降、少しダウンしている状況もございまして、いろんな自治体からクレームが来ているということで報道等もありますが、少しダウンしている状況がありますので、その辺はちょっと今後見据えていきたいと考えております。

○前屋敷委員 それで、今、一旦中止をしている職域接種の申請なんですけれども、こういうことでずっと広げるという方向性が示されたん

ですが、今、提示している分は改めて解除して、申請だけでも事前に受付をされる方向なのかどうか。

○林業務対策室長 それは国からも受け付けられるかどうか分からないという連絡が来ております。

○前屋敷委員 じゃあその申請はずっと一旦停止のまま続けるということですね。

○林業務対策室長 おっしゃるとおりです。

○前屋敷委員 それから、引き続き、今、7月末までに終わるという体制の下で進めておられる、医療機関の協力体制ですけれども、これが引き続き11月までで完了ということが今方針として出されたんですけれども、医療機関の皆さん方にこれから行って協力をいただくということになるわけですか。

○林業務対策室長 これは、国の包括支援交付金のメニューでもございますので、こういった面については、日本医師会を通じて各医師会にも情報が行っております。私どもで国から来た情報を県医師会に御説明に行って、今後、議会に提案させていただくことになりまして御説明をさせていただきます。恐らく議決いただければ、こういった情報をまた郡市医師会にお流しして、今の体制の維持、もしくは少しまた上乘せ等、お図りいただきたいということで調整はさせていただきたいと思っております。

○前屋敷委員 協力金の問題なんですけれども、今でも診療をしながら診療後だとか土日で御協力いただいているという点では、これがずっと延びていくとかなりの負担になるのではないかと心配するものですから、その辺のところと、やはりそれ相当の協力金の上乗せを準備することも大事かなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

すいません、それともう一ついいですか。

先日、小林市で西諸県郡で広域接種がありましたが、どのくらいの方々が接種されたんですか。

○林業務対策室長 両日、738名の方の接種が無事完了しております。

○日高委員 私は順調に来ていると思ったんですけども、ワクチンは供給が間に合っていない、遅れているということですか。

○林業務対策室長 市町村、県のワクチンの供給はファイザー製なんですけど、今回、国から示された第10クールと7月上旬に来るワクチンは、本県の成績も優秀だったことから、ほぼ予定どおりといたしますか、前回どおりに来ています。ただ、次の配分については、その半分の量が一応国からは示されていまして、また、それは少し枠があるので、そこで采配はされるんですけども少し減っている。70%に減ったという都道府県もございますので、そこ辺がちょっと心配しているところであります。

○日高委員 今回、全ての希望される方に11月末までにというのを国が決定したから、県も当然それに乗かってやったということでしょうけれども、これを幾ら地方創生交付金——全国国の予算とは言え、この事業を出しても心配ですね。11月末までに終わる可能性は非常に薄いということで理解するしかもうないのかなと思ったり……。

○林業務対策室長 国が言っておりますのが、国民全てのワクチンは11月までには配送ということで契約はされているということです。海外から日本に来る供給スピードがどんな状況かが読めない状況ですが、ワクチン自体は11月までには配送は完了される見込みになっており、事業自体は11月に終わるということでやっていく

ことになろうかと思っています。

○日高委員　そういう形で、県民にせつかく事業を示しても、ワクチンが滞っているのであれば臨時的に本会議を開いて決めた意味がないんです。もっと前向きにいかないと、足りないのに何でこんな事業をするんだという話になりかねないんで。うちはほかの市町村より遅いのではないかという人もいたりするんですよ。しっかりと国の責任においてワクチンを確保し、県もしっかり役割を果たしていくんだという思いで、ぜひ業務に当たられることを強く要望したいと思います。

○横田委員　河野大臣の先日の申請一時取りやめの話は、私個人としては、いわゆる配送手段が滞っているから、取りあえず一時中止しますということかなと理解していたんですけども、外国から来る分が滞っているということなんですか。

○林薬務対策室長　職域接種に関しましては、モデルナ製を使うということで、モデルナ製の確保量が5,000万回分となっております。もう既に職域接種の申請がそれを超えてしまったということで、一時ストップということになっています。

○坂本副委員長　ワクチン接種がようやく後ろが見えてきたということで、私は個人的にはすごくよかったなと思っています。先ほど、予算の配分は御説明いただきましたけれども、それぞれ人数の配分イメージを教えてください。

○林薬務対策室長　大規模接種の件でよろしいでしょうか。

○坂本副委員長　それぞれ個別接種、大規模接種、職域接種、宮崎県の希望する方たちを大体何割、何割ぐらいで考えていらっしゃるのかなということを教えてください。

○林薬務対策室長　この積算の考え方は、市町村の計画に基づいて人数を割り出しております。なので、細かな人数がちよっと出せなくなっておりますが、県が行います大規模接種につきましては、2万7,000人程度を想定としてやっていきたいと考えております。

○坂本副委員長　あと、優先順が、現時点ではついていますけれども、高齢者、医療従事者、ここを見ると、警察官、教職員、中小企業等と書いてありまして、公の仕事をされる方が優先されるのかなと受け取ったんですが、今後、この11月末に向けて、やはり優先順というのはずっとつきまわっていくと考えていいんですか。

○林薬務対策室長　高齢者が終わりました後は基礎疾患ということになろうと思います。その後、市町村で県が先日お示ししました優先順位の考え方に基づいて、基本的には市町村で実施いただくものと考えております。

今回、県が実施するのは、警察官とか教職員ということで例を挙げましたが、これは各市町村からそれは県でやっていただけませんかという要望等もいただいております、それを踏まえて警察官、教職員等に対して実施することで設定をしているものであります。

それから、一般につきましては、ワクチン接種が加速していけば優先順位のつけ方はなかなか厳しくなってくるとは考えております。最初の段階では、ある程度の一定の優先順位は発生するかと思うんですが、それは市町村の判断でどんな形でされるかということになってくるかなと思っています。

○前屋敷委員　7月以降の一般接種についてですが、これはどちらの薬が来ることになるんですか。2回とも同じ薬でないと駄目だと思いますけれども。

○林薬務対策室長 基本的には、住民接種はファイザーが使われると。市町村に配分されるのはファイザー製ワクチンと考えております。

○日高委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

---

午前11時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

---

午前11時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。議案第20号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

---

午前11時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御

一任をいただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ないですね。それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時2分閉会



署 名

厚生常任委員会委員長 日 高 利 夫